

上尾市農業者原油価格・物価高騰等対策支援金 Q & A 集

R7. 2. 17 初版

No.	質問	回答
①支援金の対象要件		
1	支援金の対象者は。	上尾市内に住所があり、令和5年の農業収入が50万円以上ある販売農家が対象となります。また、市内に事業所があり、売上が50万円以上ある農業法人も対象となります。
2	家族で営農しています。個人毎に申請できますか。	税申告において個人の農業収入が50万円以上あることが確認できれば、1 経営者として申請できます。
3	給付対象となる農業法人とは。	会社法に基づく株式会社や合同会社などが該当します。また、農事組合法人も該当します。
4	農業法人です。本店は上尾市外ですが支店は上尾市にあります。申請できますか。	当該支援金の対象となる農業法人は、主たる事業所の所在地が上尾市内であることが条件となります。直近の法人税確定申告書第一表の納税地が上尾市内であれば申請できます。
5	令和5年の農業収入は50万円以上ありますが税務申告していません。申請できますか。	税務申告後に申請してください。当該支援金の申請期限は4月30日までとなっておりますので、ご注意ください。
6	開業したばかりで令和5年の税務申告はしていません。対象になりますか。	申請時点で税務申告していない場合は対象となりません。

上尾市農業者原油価格・物価高騰等対策支援金 Q & A 集

R7. 2. 17 初版

No.	質問	回答
7	令和5年度に「農業者物価高騰等対策支援事業」による支援金を受給したが、今回も申請できますか。	前回受給された方でも、今回の要件を満たしていれば申請できます。
8	「中小・小規模事業者物価高騰対策支援事業」や「障害福祉サービス事業所等、介護サービス事業所物価高騰等対策支援事業」と重複して申請できますか。	両支援事業とも事業の趣旨が原油価格や物価価格の高騰に直面する事業者を支援することであるため、重複で申請することはできません。
9	他の事業による補助金を受けているが、この支援金の給付は受けられますか。	給付対象となります。 ただし、当該支援金の給付を受けた場合に、他の事業による補助金等が受けられるかは、その補助金等の事務局にお問い合わせください。
10	兼業農家です。農業収入は50万円未満です。対象になりませんか。	農業収入が50万円未満の場合は、当該支援金の対象外となります。 ただし、上尾商工会議所が窓口となる「中小・小規模事業者物価高騰等対策支援事業」において、農業以外の収入に事業性が認められる場合、対象となる可能性があります。詳細は上尾商工会議所までお問い合わせください。
②申請の手続き		
11	申請書の様式はどこで手に入りますか。	市のホームページから各様式をダウンロードできます。また、市役所本庁舎5階農政課窓口で配布いたします。
12	申請書類を直接窓口を持参できますか。	郵送での申請にご協力ください。

上尾市農業者原油価格・物価高騰等対策支援金 Q & A 集

R7. 2. 17 初版

No.	質問	回答
13	e-Taxで確定申告をした場合、提出書類はどうすれば良いですか。	受信通知など、データを送信したことが確認できる書類を併せて提出してください。
14	振込希望の口座は申請者以外の名義でも良いですか。	申請者と同一の名義の口座に限ります。 また、法人の場合、代表者の個人口座を指定することはできません。必ず法人名義の口座を指定してください。
③その他		
15	提出書類（添付資料含む）は返却してもらえますか。	提出いただいた書類は返却いたしませんので、控えが必要な場合は提出前に写しをお取りください。
16	支援金は課税対象か。	本支援金は、事業者支援としての性質上、課税扱いとなります。 しかし、支援金の給付を含めた1年間の収支等から必ずしも税負担が生じない場合もありますので、詳細は税務署までお問い合わせください。
17	支援金の用途に制限はあるか。	特にありません。経営維持に向けて、事業全般に幅広くご活用ください。
18	支援金を現金で受け取りたい。	現金では取扱いません。口座振り込みのみといたします。